

災害公営住宅制度

- 災害公営住宅とは、災害により住宅を失われた方が賃貸で入居できる公営住宅です。
- 災害公営住宅の戸数や位置などは、被災世帯の住宅の再建意向などを踏まえて、市が決定します。
- 災害公営住宅の整備にあたっては、地域の住環境や入居する世帯のコミュニティ形成などに配慮します。

■入居資格

- ・災害により住宅を失った方(※)で住宅に困窮している方が対象です。

※原則、全壊の方が対象ですが、大規模半壊や半壊で解体を余儀なくされた方などを対象にできる可能性があります。(ただし、収入が特に高い方については、将来的には転居をお願いする可能性があります)

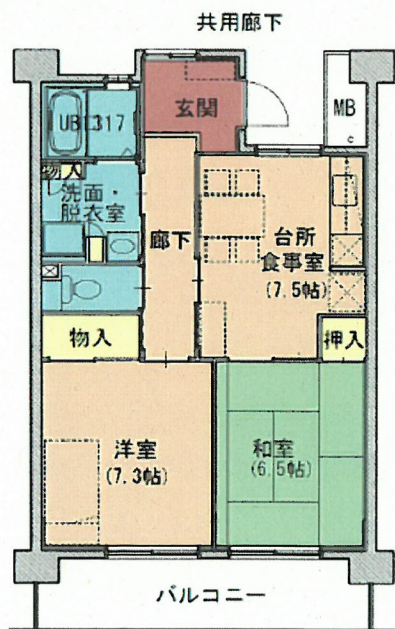
■家賃

- ・応急仮設住宅と異なり、「家賃」を支払う必要があります。
- ・家賃の額は、入居世帯の収入、住宅の広さや建て方などによって異なりますが、通常の民間賃貸住宅よりも低い家賃になるよう検討します。
- ・入居時の収入要件(収入の上限基準)はありませんが、一定期間の経過後、一般の公営住宅と同じ扱いになります(収入の上限基準が適用されます。)ので、その時点で収入の高い世帯には退去していただくことが必要になる場合があります。

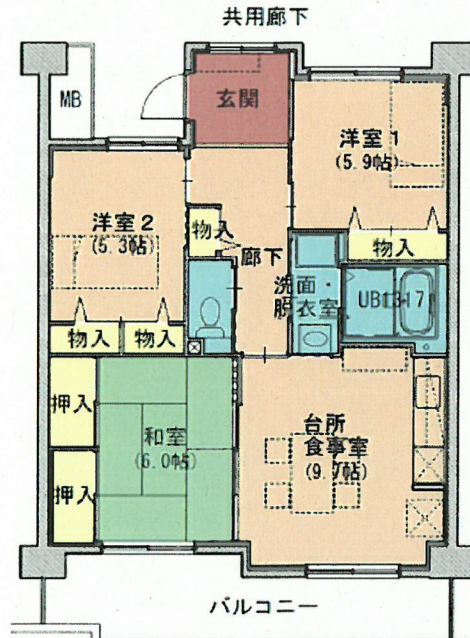
■住宅の建て方や形式

- ・災害公営住宅の構造や建て方は、必要な戸数や建設地の条件などを踏まえて決定します。また、公営住宅の形式(間取り、規模など)は、入居希望世帯の構成などに配慮して設定します。
- ・災害公営住宅の標準的な間取りの一例を次に示します。(あくまでも参考例です。)

共同住宅、2DK(約55㎡)の例



共同住宅、3LDK(約70㎡)の例



(参考)災害公営住宅の事例

- ・災害公営住宅の計画は、安全性確保はもちろん、立地環境の適応や周辺建物等との調和を考慮して進めます。また、高齢者世帯や子育て世帯などの生活支援やコミュニティ形成に配慮しながら、入居希望世帯の意向等も踏まえつつ、計画を進めていきます。

共同建て（中層：3～5階）



：多賀城市 HP より

長屋建て（1～2階）



：大船渡市 HP より

：大船渡市 HP より

一戸建て

